

中央区子ども・子育て会議

1 設置根拠

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき条例で設置（努力義務）

→ 中央区子ども・子育て会議条例 平成25年7月4日公布・施行

→ 中央区子ども・子育て会議条例施行規則 同日 公布・施行

2 所掌事務

- (1) 特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）の利用定員の設定について、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育等）の利用定員の設定について、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、その策定・変更について、意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (5) 区長の諮問に依りて、子ども子育て支援に関する事項について調査審議するとともに、意見を述べること

3 中央区子ども子育て支援事業計画

区は、国の「基本指針」で定める基準等をふまえて、「潜在ニーズ」も含む「地域の子ども・子育てに係るニーズ」を把握した上で、「子ども・子育て支援事業計画」（5年計画：27年度～31年度）を策定し、同計画をもとに、各事業を実施する。

(1) 必須記載事項

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 教育・保育提供区域ごとに各年度における教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）及び地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育等）の需要の見込み量、提供体制及びその実施時期

※ 認定の区分

3-5歳(1号認定) 幼児期の学校教育のみ…幼稚園

3-5歳(2号認定) 保育の必要性あり…保育園

0-2歳(3号認定) 保育の必要性あり…保育園

(イメージ)

	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)		80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)		20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

- ③ 教育・保育提供区域ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業（学童クラブ、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、赤ちゃん天国、ファミリー・サポート・センター事業など）の量需要の見込み量、提供体制及びその実施時期

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20 か所)	800人(20 か所)	800人(20 か所)
②確保の内容	600人(16 か所)	700人(18 か所)	800人(20 か所)
②-①	▲200人(4 か所)	▲100人(2 か所)	0

- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（認定こども園や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策など）

(2) 任意記載事項

- ① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携